

東村山市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり、東村山市議会会議規則（平成10年東村山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき東村山市議会に提出する。

平成24年10月3日提出

提出者 東村山市議会議員

奥谷 浩一

佐藤 真和

矢野 穂積

赤羽 洋昌

石橋 光明

福田かづこ

肥沼 茂男

東村山市議会会議規則の一部を改正する規則

東村山市議会会議規則（平成10年東村山市議会規則第1号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行に伴い、本案を提出するものである。

東村山市議会議長 熊木 敏己 殿

平成24年 月 日

東村山市議会議長 熊木 敏己

## 24 東村山市議会規則第 号

### 東村山市議会会議規則の一部を改正する規則

東村山市議会会議規則（平成10年東村山市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東村山市議会会議規則第17条の規定は、平成24年9月5日から適用する。

# 東村山市議会会議規則の一部を改正する規則

## 新 旧 対 照 表

凡例 \_\_\_\_\_改正箇所

新 規 則

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東村山市議会会議規則第17条の規定は、平成24年9月5日から適用する。

旧 規 則

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。